

http://www.ssk.or.jp/juyo/300906_hokkaido/300906_hokkaido_3.html

※下記は、上記HPに掲載されています。下線部は上記HPからリンクされています。

平成30年北海道胆振東部地震に関するお知らせ（第3報）

最終更新日：2018年9月7日

北海道胆振地方を震源とする地震で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
支払基金北海道支部の事務所は、地震による被害を受けていますが、開所し、一部業務を行っています。
今般の地震に係る支払基金の対応について、お知らせします。

30年8月診療分の診療報酬等の請求方法について

診療報酬請求書等の提出期限

災害救助法適用地域に所在する保険医療機関等のオンライン請求による診療報酬等の提出期限（通常月10日）は9月12日（水曜）となりますが、提出期限内の提出が困難な場合は、支払基金北海道支部にお問い合わせ願います。

また、光ディスク等又は書面による請求については、9月17日（月曜・祝日）までとなります。

※支払基金北海道支部において、9月15日（土曜）、16日（日曜）及び17日（月曜・祝日）の9時から17時の間、事務所を開所し受付対応を行います。

診療録等の滅失等の場合の概算による診療報酬等の請求の取扱い

診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失等した保険医療機関等については、平成30年8月診療等分は、概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、概算請求届出書（リンクあり）を支払基金北海道支部に提出します。

概算請求届出書の提出期限

概算による請求を選択する場合の概算請求届出書の提出期限については、9月14日（金曜）までとなります。

道医師会・歯科医師会・薬剤師会の皆さまへのお願い

9月12日（水曜）までに診療報酬等の請求がない保険医療機関等には、支払基金北海道支部から8月診療等分の提出について照会して対応します。

被災地の保険医療機関等の状況について、情報を提供していただければ幸いです。

【参考】[平成30年9月7日]平成30年北海道胆振東部地震による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（リンクあり）

被保険者証等を紛失等した方の受診

厚生労働省は、地震で被災し、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難するなどして手元に被保険者証等がない場合でも、氏名や生年月日、連絡先などを保険医療機関等に伝えれば、保険を適用して受診できるとしています。詳細は、厚生労働省保険局医療課の事務連絡（リンクあり）をご覧ください。